

## 農業土木工事監督要領 新旧対照表

現行	改定後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、農業農村整備事業に係る建設工事の監督に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>2 総括監督員は、当該工事を所掌する広域振興局の<b>農林部農村整備室及び土木部、広域振興局総合支局の農林部農村整備室及び農林部農林センター、土木部、土木部土木センター並びに地方振興局の農政(林)部、農政(林)部農村整備室、土木部</b>（以下「広域振興局等の現地機関」という。）の担当課長の職にある職員をもって充てる。</p> <p>〔略〕</p> <p>4 <b>広域振興局等の</b>現地機関の長は、監督職員の指名にあたっては職制等を考慮して、技術職員の中から選任し、書面によりその氏名を<b>請負者</b>へ通知する。監督職員を変更したときも同様とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>（工事内容等の説明及び施工の指示）</p> <p>第7条 監督職員は、<b>請負者</b>に対し、契約図書に基づき、当該工事の意図及び内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示をするものとし、これらは書面により行う。また工事施工中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等について必要な指示をする。</p> <p>（監督に関する図書）</p> <p>第8条 監督職員は、次の各号に掲げる図書（<b>請負者</b>から提出された図書を含む）をそれぞれの担当業務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにする。</p> <p>〔略〕</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(1) 一般交通、水利、騒音、その他について、第三者に支障又は危害を及ぼす恐れのある場合は、適切な対策を講じさせるなど、<b>請負者</b>に災害等を防止するよう指導すること。</p> <p>(2) 工事従事者の安全を確保するため、<b>請負者</b>に関係法令を遵守するよう指導すること。</p> <p>(3) 災害が発生した場合は、その状況を直ちに<b>所属長</b>に報告するとともに、<b>所属長</b>の指示を受けて<b>請負者</b>に臨機の処理を講じさせること。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成18年11月1日から適用する。</p> <p>（別記）</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 現場技術員を置くときは、<b>現場技術業務を工事の特記仕様書で定める</b>ものとする。</p> <p>(3) 監督職員は、現場技術員を通じて<b>請負者</b>に対する指示、又は通知等を行うことができるとともに、監督職員の指示により、<b>請負者</b>が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</p> <p>(4) 当該工事を担当する現場技術員の氏名は、<b>工事請負者</b>に通知する。</p> <p>(5) 監督職員は、既に<b>発注</b>済の工事に対し、現場技術業務委託を実施する場合には、<b>請負者</b>に対し速やかに打合簿で指示する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、<b>県営</b>農業農村整備事業に係る建設工事の監督に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>2 総括監督員は、当該工事を所掌する広域振興局の<b>農村整備室及び農村整備センター、並びに農林振興センター</b>（以下「広域振興局等の現地機関」という。）の担当課長の職にある職員をもって充てる。</p> <p>〔略〕</p> <p>4 現地機関の長は、監督職員の指名にあたっては職制等を考慮して、技術職員の中から選任し、書面によりその氏名を<b>受注者</b>へ通知する。監督職員を変更したときも同様とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>（工事内容等の説明及び施工の指示）</p> <p>第7条 監督職員は、<b>受注者</b>に対し、契約図書に基づき、当該工事の意図及び内容を正確に説明し、工事が所期の目的に従って施工されるよう必要な指示をするものとし、これらは書面により行う。また工事施工中における紛争の防止、労働及び公衆災害の防止等について必要な指示をする。</p> <p>（監督に関する図書）</p> <p>第8条 監督職員は、次の各号に掲げる図書（<b>受注者</b>から提出された図書を含む）をそれぞれの担当業務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにする。</p> <p>〔略〕</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>(1) 一般交通、水利、騒音、その他について、第三者に支障又は危害を及ぼす恐れのある場合は、適切な対策を講じさせるなど、<b>受注者</b>に災害等を防止するよう指導すること。</p> <p>(2) 工事従事者の安全を確保するため、<b>受注者</b>に関係法令を遵守するよう指導すること。</p> <p>(3) 災害が発生した場合は、その状況を直ちに<b>現地機関の長</b>に報告するとともに、<b>現地機関の長</b>の指示を受けて<b>受注者</b>に臨機の処理を講じさせること。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成23年10月1日から適用する。</p> <p>（別記）</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 現場技術員を置くときは、<b>受注者に現場技術員が行う業務範囲や権限等を特記仕様書等で明らかにするものとする。</b></p> <p>(3) 監督職員は、現場技術員を通じて<b>受注者</b>に対する指示、又は通知等を行うことができるとともに、監督職員の指示により、<b>受注者</b>が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。</p> <p>(4) <b>監督職員は、</b>当該工事を担当する現場技術員の氏名<b>を受注者</b>に通知する。</p> <p>(5) 監督職員は、既に<b>契約</b>済の工事に対し、現場技術業務委託を実施する場合には、<b>受注者</b>に対し速やかに打合簿で指示する。</p>